

令和 7 年度第 1 回関東支社入札監視委員会審議概要

| | | |
|--------------------------|--|--------|
| 開催日及び場所 | 令和 7 年 10 月 27 日 (月) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室 | |
| 開催方式 | 対面方式 | |
| 委 員 (五十音順、敬称略) | 石坂 元一 (中央大学教授) 長内 温子 (公認会計士) 原田 剛 (中央大学教授) 星 卓志 (工学院大学教授) 牧 剛史 (埼玉大学大学院教授) 山田 瞳 (弁護士) | |
| 審議対象期間 | 令和 6 年 10 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日 | |
| 抽出案件 | 総件数 6 件 | (備考) |
| 一般競争 | 1 件 | |
| 条件付一般競争 | 1 件 | |
| 条件付一般競争 (指名併用型) | 1 件 | |
| 随意契約 | 1 件 | |
| 調査等 | 1 件 | |
| 物品・役務 | 1 件 | |
| | 意見・質問 | 回 答 |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申 又は勧告の内容 | なし | |

別紙

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| I．入札・契約手続きの運用状況等の報告 | |
| 「工事等契約状況」 ・意見等なし | |
| 「競争参加資格停止等の運用状況」 ・意見等なし | |
| 「競争参加資格取消・保留の運用状況」 ・意見等なし | |
| 「一次苦情・一次説明の処理状況」 ・意見等なし | |
| II．入札審査等の結果報告及び審議 | |
| ① 令和6年度の不成立後の随意契約件数が令和5年度に比べ倍増しているが、要因は何か。 | ① 建設工事の中でも規模が小さく不成立となりやすい附帯工事の発注が多く、完成時期を後ろ倒しに出来ないため多くなったと考えられます。 |
| ② 不成立後に随意契約する場合、契約額が高くなる傾向があるのではないか。 | ② 案件毎に状況が異なるため、一概に比較はできません。 |
| ③ 優先交渉者の選定はどのようにして行うのか。 | ③ 案件毎に個別に詳細を設定しています。 |
| III．抽出事案の審議 | |
| (1) 一般競争入札方式 | |
| 【長野自動車道 一本松トンネル（上り線）北補強工事】 | |
| ① 参加企業に求める要件で、NATM の断面積 70 m ² とした理由は何か。 | ① 2車線トンネルの標準的な断面を要件としております。 |
| ② 技術評価点を入札価格で割る理由は何か。 | ② 各者で異なる技術提案内容に基づき価格を算出していることから、加算方式のように一定の基準と比較した評価が困難なため、価格当たりの評価点を出した上で評価しています。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|---------------------------------|---|
| ③ 入札価格に大きなばらつきがあるが、考えられる要因はあるか。 | ③ 各者で異なる技術提案内容に基づき価格を算出しているためだと考えられます。 |
| ④ 全体の工期と技術提案にある工期の考え方の違いは何か。 | ④ 技術提案に記載の工期は、主要な工種である昼夜連続規制に関する工期ですが、全体の工期は、事前準備、後片付け等も含めた工期としております。 |

(2) 条件付一般競争入札方式

【東北自動車道 蓮田サービスエリア（下り線）改築工事】

| | |
|--|--|
| ① 評価基準の一つに、えるぼしやくるみんといった認定の取得有無を採用した理由は何か。 | ① 一つの現場だけではなく、企業としての取り組みを評価する方がよいと考えたことや、くるみん等は厚生労働省が認定していることもあります、採用いたしました。 |
|--|--|

(3) 条件付一般競争入札（指名併用型）方式

【東北自動車道 鹿沼 IC 受配電自家発電設備更新工事】

| | |
|----------------------------------|--|
| ① 指名業者が全て辞退した理由について、どのように考えているか。 | ① 参加者数が少ない工種であるほか、他の工事を受注し、必要な技術者が配置できない等が主な理由と考えています。 |
| ② 今後同様の案件が発生した場合の改善策はあるか。 | ② 今回のように指名併用方式の採用や、発注内容の変更、参加要件の緩和等を行い、参加しやすい環境を作っていくたいと考えております。 |
| ③ 隨意契約という方式を取らなかった理由は何か。 | ③ 公共工事であるため、原則として、競争に付すことができる工事は競争契約の方式を採用しております。 |
| ④ 今回の指名業者と入札者で求める要件に違いはあるのか。 | ④ 地域要件以外の要件は全て同じです。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| (4) 隨意契約 | |
| 【東関東自動車道 潮来 IC～鉢田 IC 間管理施設新築工事】 | |
| ① 発注規模を小さくして複数発注をする考えはないのか。 | ① 新規供用の時期が決まっている中、案件毎に不調となるリスクを考慮しております。また、過去小規模に分けた結果不調が多かった実態もございました。 |
| ② 概算金額と契約金額の差が大きい理由は何か。 | ② 概算金額は過去実績等を参照して算出していましたが、発注の2年程度前の金額であること、資材・人件費の高騰等の影響を受けたことが理由と考えます。 |
| (5) 調査等 | |
| 【長野自動車道 犀川橋拡幅設計検討業務】 | |
| ① 一般の設計業務と比べ、特殊であるため、プロポーザル方式を採用したのか。 | ① 業務の難易度で方式を変更しており、本件は難度の高い動的解析等を含むため、プロポーザル方式を採用しました。 |
| ② 契約制限価格はどのように決定したのか。 | ② 特定者の技術提案書の内容を反映した参考見積書の内容を活用して設定しました。 |
| ③ 社内の予算額は考慮するのか。 | ③ 入札公告に発注規模を示しており、示した額から大きく乖離する場合は特定しません。 |
| (6) 物品・役務 | |
| 【令和6年度 お客さまセンター運営業務（令和7年度～令和11年度）】 | |
| ① 専門格付け調査とはどのようなものか。 | ① 民間の調査機関に一定期間覆面調査をしていただき、評価をいただいております。 |
| ② 繼続調達という随意契約理由についてはどのような審査をしたのか。 | ② 新たに競争契約を行う場合は、求めるサービスレベルに達するまでの準備期間を含めた時間が必要であり、また、新たなシステムを構築するための費用がかかるため、比較検討を行った上で、当社に有利と認められる発注方式として随意契約としたものです。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>③ 契約制限価格はどのように算出するのか。</p> | <p>③ 見積活用方式を採用しており、参考見積書を提出いただき、過去の実績や物価状況等も考慮し、内容を確認の上算出しました。</p> |
| <p>④ 契約期間はどのように設定したのか。また、期間を設定する上で、規定等は定められているのか。</p> | <p>④ 求めるサービスレベルに達するまでは2年程度かかるという評価をした点、システムのハードウェアの耐用年数が5年程度という点から設定しました。期間の設定については、規定等で定められておりません。</p> |
| <p>⑤ 業者の言い値とならないような対策はあるか。</p> | <p>⑤ 見積活用の中で、単価毎に金額の妥当性を確認しており、不当な回答や対応であれば、再度手続きをやり直すことも含めて、合理的に判断いたします。</p> |

IV. 審議結果の報告

抽出事案（2）

ワークライフバランスの制度活用は良い取組みである。その実効性を高めるよう、契約後の状況について注意を払ってもらいたい。

抽出事案（3）

技術者が不足する中でも、入札方式等で、公平性を確保しようとする姿勢は良い。一方で、不調率が高い工種において、指名条件に地域要件を設けているが、指名者はすべて辞退している状況から、参加要件の緩和についても検討願いたい。

抽出事案（4）

当初発注工事の不成立の原因として、小さい工事が数多く入っているため、工事規模の細分化をはかり小規模な会社の参加意欲を高めることも検討してはどうか。

抽出事案（6）

継続契約を行うにあたり、見積金額の妥当性について、十分な審査を行ってもらいたい。